

# 解決テナントトラブル Q&A

賃貸ビルである旧耐震建物について耐震診断を受けたところ、新耐震基準に合うように耐震改修する必要が指摘された場合に、改築のためテナントに対し解約申し入れができるでしょうか。

**Q1** 弊社は、所有するオフィスビル（昭和40年代建築）をテナントに賃貸していますが、このたび専門家による耐震診断を受けたところ、耐震改修の必要があるとの報告をうるべでしようか。

貴社は、こうした背景の下、新耐震基準に沿ったビル改築を行おうというものであり、そのためテナントの明け渡しが必要というわけでしょう。この点、民法606条2項によれば、賃貸人が賃貸物件の保存に必要な行為をしようとすると、テナントはこれを拒むことができず、修繕工事のために一時ビル明け渡し等する受忍義務があります。しかし、ご相談事例のようにビルの改築は、賃貸物件の保存に必要な修繕行為とは通常認められませんので、これによつてテナントにビルの明け渡しを請求するこ

とは望めません。

他方、賃貸借契約書に賃貸人からも中途解約できる旨の条項（解約権留保条項）がある場合には、これにより賃貸人としてテナントに解約申しこれができるうえです。しかし、借地借家法のもとでは、賃貸人からの解約申しこれについては正当事由が必要となります。この場合、賃貸人サイドとして、築年数が40年となりまた耐震診断の結果耐震改修の必要があるとされたために改築する、といふ事情だけでは正当事由有りとは認められないと思われます。判例では、建物が

用させる義務を負う賃貸人の側の問題というべきであり、

中途解約の条項があることから、テナントに解約申し

入れをしましたが、テナント

はこれに対しては一切感じな

い態度です。どのように考

るべきでしようか。

があります。そして契約書に中途解約の条項があることから、テナントに解約申し入れをしましたが、テナントが、そのためにはテナントとの賃貸借契約を解約してビルを明け渡してもらう必要

**A1** 貴社の所有ビルは、昭和40年代建築とのことです。昭和40年代建築と認申請がなされた旧耐震基準による建物にあたります。旧耐震基準による建物について、平成7年施行の耐震改修促進法により一定規模の建物につき耐震診断と耐震改修が努力義務として課され、また平成23年施行の都条例により、特定緊急輸送道路沿いの建物であれば耐震診断の実施義務と耐震改修の努力義務が課されています。

所有している賃貸ビルが旧耐震建物であり、このたび耐震診断を受けたところ、耐震改修の必要が指摘されました。履行の一環として耐震改修をしなければならない義務はあるのでしょうか？

**Q2** 賃貸人は、所有している7階建ビル（昭和40年代築、総床面積1200m<sup>2</sup>）を数社のテナントに店舗として賃貸していますが、昨年耐震診断を受けたところ、耐震改修の必要があると

物件を賃借人に使用収益させる義務を負っていますので、民法で

は賃貸人が修繕義務を負うことと定められています。そして、ご相談事例のビルは、耐震改修促進法に定める特定建築物に該当すると思われ、そうであれば、耐震診断、耐震改修の努力義務が課さ

れるものです。また、平成18年の宅地建物取引業法の施行規則の改正により、旧耐震建物については、耐震診断の結果が賃貸借契約締結の際の「重要な要素」とされています。そうしたことから、

の報告をうけました。しかし、その後それを知ったテナントから、修繕義務の履行として耐震改修を行うよう要求されています。弊社にこうした耐震改修の義務はあるのでしょうか。

義務の内容は、賃貸借契約の時点において契約内容に取り込まれた対象建物の性状（耐震基準、耐震性能など）を基準として判断されるべきであり、仮に対象建物に不完全な箇所があったとしても、それが当初から予定されたものである場合には、それを完全なものにする修繕義務を賃貸人は負わない、としています。

そして、その判例は、対象建物はその建築当時の建築基準法令に従つて建築されているものというべきであり、かつ現時点において要求される建築基準法の耐震性能を有している必要はないなどとし、賃貸借契約上、対象建物の耐震性能につきその建築性能を有していることが内容となつてゐるといふので、対象建物はそれを満たしていません。

なお、同判例は、前記の耐震改修促進法については、特定建築物の所有者が耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行う努力義務を定めていたり、修繕義務が認められるものではないと示しています。

こうした判例の見解を参考にすれば、ご相談事例では、賃貸人たる貴社には、耐震改修の義務はないと思われる。テナントとしては、建物の建築年度などの情報をはじめから得られていたものであり旧耐震建物であることを知りましたが知り得ながら、賃貸借契約を締結したのですから、賃借物件についてどうしても不安であれば、自ら解約の申し入れをするなど他の手段をとるべきことになるでしょう。



飯沼総合法律事務所(東京都中央区)  
児玉 騰 弁護士

**Profile**  
東京大学法学部卒業。  
昭和62年第一東京弁護士会に弁護士登録。飯沼総合法律事務所パートナー。

主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法務、相続・遺言の法務著作権、知的所有権の法務など。

